

日本教育経営学会会則

第1章 総 則

第1条 本会は日本教育経営学会 (The Japanese Association for the Study of Educational Administration) という。

第2条 本会は、教育経営の研究と実践を促進し、その普及を図ることを目的とする。

第3条 本会は次の事業を行う。

- (1) 大会および研究会の開催
- (2) 学会紀要（「日本教育経営学会紀要」）、会報等の発行
- (3) 会員の研究および共同研究の促進
- (4) 内外の関係学会との連携
- (5) 教育経営の関係機関及び団体等との連携
- (6) 教育経営の研究と実践の普及活動
- (7) その他本会の目的達成のための事業

第2章 会 員

第4条 本会の入退会には、次の手続きを必要とする。

- 1. 本会に入会するには、必要事項を登録し、当該年度の会費を納入することを必要とする。
- 2. 入会にあたり、会員の推薦を必要とする。
- 3. 本会を退会するものは、毎年3月31日までに文書により申し出るものとする。

第5条 会員は本会が行う事業に参加し、研究大会、学会紀要等で研究発表することができる。

- 2. 会員は本会の倫理綱領を遵守しなければならない。

第6条 会員は会費を納入するものとする。

- 1. 会費は年額8,000円（学会紀要費を含む）とする。
- 2. 2年以上会費の納入を怠ったものは、会員としての資格を失う。

第7条 会員にして義務を怠ったものに対しては、理事会の決議により除名する。

第8条 本会に名誉会員を置くことができる。名誉会員は、理事会が推薦し総会の承認を得るものとする。

第3章 役 員

第9条 本会に次の役員をおく。

会長 1名 理事 若干名（常任理事を含む） 事務局長 1名 事務局次長 1名
幹事 若干名 監査 2名

第10条 1. 会長は本会を代表し、会務をつかさどる。会長に事故あるときは、理事会の推薦により常任理事の一人がその職務を代行する。

2. 理事は理事会を組織し、本会の運営にあたる。内若干名を常任理事とし業務の執行にあたる。

3. 会長は事務局を定める。事務局は、事務局長、事務局次長及び幹事で構成する。会長は事務局長、事務局次長及び幹事を会員の中から理事会の同意を得て委嘱し、事務局は会務を処理する。但し、事務局次長はおかないことがある。

4. 監査は理事会が総会の承認を得て委嘱し、本会の会計を監査する。

第11条 別に定める役員選出規程に基づき、会長、理事、監査は総会において選出承認し、常任理事は理事会の同意を経て会長が委嘱する。監査は会員の中から会長が選出

し、総会において承認する。

第12条 役員の任期は3年とする。但し、会長以外の役員は再任を妨げない。

第13条 理事に欠員が生じたときは、次点者をもって補い、その任期は前任者の残りの期間とする。

第14条 1. 学会運営における研究専門分野の均衡、学会運営体制の整備、役員の多様性の確保のために、前条までに定める理事とは別に、理事会選出理事を置くことができる。

2. 理事会選出理事の任期は、前条までに定める理事の任期の範囲内とする。

第15条 本会に顧問をおくことができる。

第4章 総会

第16条 総会は会長が召集し、本会事業の重要事項を審議する最高議決機関とする。

第5章 地方研究団体・機関との連携

第17条 本会は、地方における教育経営研究に関する団体・機関と連携することができる。
連携に関する事項は別に規程により定める。

第6章 会計

第18条 本会の経費は会費、その他の収入をもってこれにあてる。

第19条 理事会は予算案を編成し、総会の議に附するものとする。

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 各種委員会

第21条 1. 本会に紀要編集委員会をおく。紀要編集委員会は、学会紀要の編集にあたる。
2. 本会に研究推進委員会をおく。研究推進委員会は、学会としての研究の推進にあたる。
3. 本会に実践推進委員会をおく。実践推進委員会は、教育経営に関する実践の推進にあたる。
4. 本会に国際交流委員会をおく。国際交流委員会は、研究の国際交流にあたる。
5. 本会に必要に応じて、総会の議を経て特別委員会をおくことができる。

第22条 各委員会は委員長1名、委員若干名で構成する。委員長は、会長が理事の中から選任し理事会の同意を得た上で委嘱する。委員は、会長が、委員長と協議の上、会員の中から選出し、常任理事会の同意を経て委嘱する。委員の再任は妨げない。委員の任期は委員長の任期の範囲内とする。但し、特別の事情がない限り、委員を重任させることはできない。

第8章 学会褒賞制度

第23条 会員の研究の活性化と奨励を期して学会褒賞制度を設ける。学会褒賞制度に関する細則は別に定める。

補 則

本会の運営に必要な細則は別に定める。

附 則

第1条 本会則の変更は総会の決議による。

第2条 削除

第3条 本会則は昭和33年12月13日より施行する。

第4条 本会則は昭和60年6月7日より施行する。

第5条 本会則は平成元年4月1日より施行する。

第6条 本会則は平成2年6月2日より施行する。

第7条 本会則は平成5年6月5日より施行する。

第8条 本会則は平成9年5月31日より施行する。

- 第9条 本会則は1999年6月5日より施行する。
- 第10条 本会則は2000年6月10日より施行する。
- 第11条 本会則は2001年6月9日より施行する。
- 第12条 本会則は2003年6月7日より施行する。
- 第13条 本会則は2006年6月3日より施行する。
- 第14条 本会則は2007年6月2日より施行する。
- 第15条 本会則は2012年6月9日より施行する。
- 第16条 本会則は2020年9月1日より施行する。
- 第17条 本会則は2021年6月5日より施行する。
- 第18条 本会則は2023年6月3日より施行する。

総会に関する細則

- 1) 総会の定足数は全会員の3分の1とする。
 2. 定足数に満たないときは仮総会とする。
 3. 定足数には委任状を含むものとする。
- 2) 総会の決議は、実出席会員の過半数の同意による。ただし、附則第1条による本会則の変更は、総会における実出席会員の3分の2以上の同意を必要とする。
 2. 仮総会の決議も前項の例による。この場合、決議事項を文書によって全会員に通知し、その後1ヶ月以内に3分の1以上の文書による反対がない場合は、その決議事項を総会の決議事項とみなすものとする。

附 則

- 第1条 本会則は平成5年6月5日より施行する。
第8条 本会則は平成8年4月1日より施行する。

日本教育経営学会役員選出規程

学会会則第3章の役員のうち、会長、理事、理事会選出理事の選出はこの規程による。

1. 〈選挙資格、被選挙資格〉前々年度以降のいずれかの会費を選挙管理委員会成立時までに納入した会員は、選挙権、被選挙権を有する。
 2. 〈被選挙資格の辞退〉役員選挙年度の4月1日において、20年以上の会員歴を有し、理事3期以上を歴任し、年齢が満65歳以上の会員は被選挙資格を辞退することができる。被選挙資格の辞退は、前年度までに文書（電子メール、ファックスを含む）で学会事務局に申し出ことによって行う。
 3. 〈理事選挙〉
 - 理事は候補者を地区別に会員の投票によって選出し、総会の承認を得る。
 - 地区は次の6地区に分ける。
 1. 北海道・東北
 2. 関東
 3. 中部
 4. 近畿
 5. 中国・四国
 6. 九州
 - 理事の定数は、当分の間33名とする。なお、各地区的理事定数については、会員数に比例して配分することとする。地区別の理事選出定数については常任理事会が決定し、選挙管理委員会が選挙時にこれを公示する。
 4. 〈投票方法〉投票は6名連記とし、うち2名は自地区（勤務先の属する地区。勤務先がない場合は居住地の属する地区）から、他4名は自地区を含むすべての地区から選挙する。
 5. 〈選挙の時期〉選挙は役員任期満了年の大会開催の前々月中に実施する。
 6. 〈選挙管理委員会〉その構成は理事会で決定する。
 7. 〈会長選出〉会長は選出された理事候補者の互選により選出し、総会の承認を得る。会長の任期は二期にわたらないものとする。
 8. 〈理事会選出理事〉理事会選出理事の人数は5人以内とし、会長の推薦に基づき理事会で選出する。
- 附 則 本規程は昭和49年4月1日より施行する。
本規程は昭和63年6月3日より施行する。
本規程は平成2年6月2日より施行する。
本規程は平成5年6月5日より施行する。
本規程は1999年6月5日より施行する。
本規程は2023年6月3日より施行する。

日本教育経営学会地方教育経営研究に関する 団体・機関との連携に関する規程

1. この規程は、日本教育経営学会（以下、「本学会」という。）に所属する会員有志が組織する地方の教育経営研究に関する団体・機関との連携協力活動について定めることを目的とする。
 2. 本学会と連携関係を希望する本学会会員有志による地方の教育経営研究に関する団体・機関（以下、「連携団体」という。）は、本学会の当該地区理事の了解を得て、所定の様式により、連携関係締結の承認申請を行うものとする。
 - ② 前項の承認申請があった場合には、本学会常任理事会において、当該申請の承認の可否について協議するものとする。
 - ③ 常任理事会は、前項の協議結果を申請者（代表者）に通知する。
 3. 本学会と連携団体は、相互の学術・研究活動の促進発展のため、以下の連携協力活動に努めるものとする。
 - イ) 関連学術・研究情報の提供及び相互利用
 - ロ) 本学会の紀要等における活動状況の報告
 - ハ) その他本学会と連携団体が必要と認める活動
 4. 連携団体が以下の各号の一に該当する場合は、本学会は、当該連携団体との連携関係を解消することができる。
 - 一 連携団体から連携関係の取り消しの申し出があり、相当の理由があると認められる場合
 - 二 連携団体の活動目的及び内容が、本学会及び本学会会員の不利益となり、連携団体としての地位を継続することの妥当性が失われたと認められる場合
- 附 則 この規程は、2007年度から施行する。

日本教育経営学会褒賞制度に関する規程

1. 教育経営学の発展と浸透、会員の活動の活性化と奨励を期し、本規程を設ける。
 2. 賞は、以下の種類とする。
 - ① 功労賞
 - ② 学術研究賞
 - ③ 実践研究賞
 - ④ 研究奨励賞
 3. 功労賞は、本学会の発展に大きく寄与した会員に授与され、その選考は、別に定める内規に基づき、理事会が行う。
 4. 学術研究賞は、著しく優秀な学術著書を発表した者に授与され、その選考は、別に定める内規に基づき、研究推進委員会が行う。
 5. 実践研究賞は、優れた教育経営の実践を行い、それを著作物によって発表した者に授与され、その選考は、別に定める内規に基づき、実践推進委員会が行う。
 6. 研究奨励賞は、本学会紀要に掲載された自由研究論文の執筆者に授与され、その選考は、別に定める内規に基づき、紀要編集委員会が行う。
 7. 各賞の授与式は、年度の研究大会において行う。
 8. 各賞は、「賞状」のみとする。
- 附 則 本規程は 2003 年 6 月 7 日より施行する。
本規程は 2005 年 6 月 4 日より施行する。
本規定は 2009 年 6 月 5 日より施行する。
本規程は 2016 年 6 月 11 日より施行する。

『日本教育経営学会褒賞制度』選考内規

1. 功労賞の選考については、名誉会員の選考に準じ、理事会の申し合わせによることとする。
 2. 学術研究賞は、優秀な学術著書（編著書を含む）を発表した会員若しくは会員のグループを対象とする。ただし、執筆者に会員以外の者を含めることを妨げない。
 - ② 選考に際して必要な事務は研究推進委員会が行う。
 - ③ 選考対象者の推薦は会員および研究推進委員会が行う（自薦も可）。
 - ④ 選考対象者を推薦する会員は、推薦状、及び業績三部を研究推進委員長に提出するものとする。
 - ⑤ 研究推進委員会は、推薦された各業績それぞれについて3名からなる審査委員会を設置する。研究推進委員会は審査委員会の審査結果を受けて候補者を決定し、理事会に推薦する。
 - ⑥ 研究推進委員長は、選考結果を理事会に報告し、理事会において対象者を決定するものとする。
 - ⑦ 授賞が決定した対象者について、会長は対象者に履歴書及び主要研究業績一覧の提出（一部）を求め、学会事務局において保管する。
 - ⑧ 学術研究賞の対象は、本学会の研究大会が開催される年度の前年度を含め遡る過去2カ年度において公刊されたものとする。
 3. 実践研究賞は、優れた教育経営の実践を行い、それを著作物によって発表した会員若しくは会員のグループを対象とする。ただし、執筆者に会員以外の者を含めることを妨げない。
 - ② 選考に際して必要な事務は実践推進委員会が行う。
 - ③ 選考対象者の推薦は会員および実践推進委員会が行う（自薦も可）。
 - ④ 選考対象者を推薦する会員は、推薦状、及び業績三部を実践推進委員会に提出するものとする。
 - ⑤ 実践推進委員会は、推薦された各業績それぞれについて3名からなる審査委員会を設置する。実践推進委員会は審査委員会の審査結果を受けて候補者を決定し、理事会に推薦する。
 - ⑥ 実践推進委員長は、選考結果を理事会に報告し、理事会において対象者を決定する。
 - ⑦ 受賞が決定した対象者について、会長は対象者に履歴書及び主要研究業績一覧の提出（一部）を求め、学会事務局において保管する。
 - ⑧ 実践研究賞の対象は、実践に関する論文を含む審査可能な著作を有し、本学会の研究大会が開催される年度の前年度を含め遡る過去5カ年度の間において発表されたものとする。
 - ⑨ 実践研究賞の選考及び審査は別に定める選考基準（申し合わせ）により行う。
 4. 研究奨励賞は、本学会の研究大会の開催の年の前年に刊行された『日本教育経営学会紀要』に発表された自由研究論文の執筆者を対象とする。
 - ② 選考に際して必要な事務は紀要編集委員会が行う。
 - ③ 紀要編集委員会は、該当する紀要論文の執筆者について、研究奨励賞を授与するにふさわしいかどうかを審査するものとする。
 - ④ 紀要編集委員長は、理事会に対して選考結果を報告するとともに、推薦状、及び紀要論文一部を提出する。それをうけて、理事会は対象者を決定するものとする。
 - ⑤ 授賞が決定した対象者について、会長は対象者に履歴書及び主要研究業績一覧の提出

(一部) を求め、学会事務局において保管する。

5. 各賞いざれにおいても、受賞対象である業績を担った者が複数の場合には各個人を表彰するのではなく、グループとして一括表彰するものとする。

附 則 本内規は2003年6月7日より施行する。

本内規は2005年6月4日より施行する。

本内規は2008年1月14日より施行する。

本内規は2009年6月5日より施行する。

本規定は2016年6月11日より施行する。

日本教育経営学会紀要編集規程

1. 日本教育経営学会紀要是日本教育経営学会の機関誌で、原則として1年に1回発行する。
2. 本紀要には、教育経営学に関する未公刊の論文・資料・書評などのほか、学会会務報告その他の会員の研究活動についての記事を編集掲載する。
3. 紀要編集委員長は紀要編集委員会を代表し、紀要編集委員会会務をつかさどる。紀要編集委員長に事故あるときは、会長の委嘱により紀要編集委員の一人がその職務を代行する。
4. 委員長以外の紀要編集委員について、14名を下限とする。但し、その選任にあたっては、必ず各理事選挙区から1名以上が選任されるようにするとともに、学会での活動実績、専門分野等に配慮するものとする。
5. 紀要編集業務を担当するために、常任編集委員を若干名おく。常任編集委員については、紀要編集委員長が、会長と協議の上、紀要編集委員の中から選任し委嘱する。但し、その選任にあたっては、常任理事会の同意を得るものとする。
6. 紀要編集業務を処理するために、紀要編集委員会事務局を組織し、そこに紀要編集幹事を若干名おく。紀要編集幹事は紀要編集委員長が委嘱する。
7. 本紀要に論文を掲載しようとする会員は、所定の論文投稿要領に従い、紀要編集委員会事務局宛に送付するものとする。
8. 投稿資格は9月1日現在で会員であることとする。
9. 論文の掲載は紀要編集委員会において決定する。
10. 掲載の場合若干の変更を加えることもある。但し内容についての重要な変更を加える時は執筆者と相談する。
11. 本紀要に掲載したものの原稿は原則として返還しない。
12. 本紀要に掲載した記事は原則としてすべて科学技術振興機構 J-STAGE の電子図書館コンテンツとする。但し紀要第57号までは国立情報学研究所電子図書館サービスの電子図書館コンテンツとする。

附 則 本規程は平成2年6月2日より施行する。
本規程は平成6年6月4日より施行する。
本規程は1999年6月5日より施行する。
本規程は2003年6月7日より施行する。
本規程は2011年6月4日より施行する。
本規程は2017年6月10日より施行する。
本規程は2023年6月3日より施行する。

日本教育経営学会 紀要編集委員会 研究論文投稿要領

1. 論文投稿は未発表のものに限る。ただし、口頭発表およびその配布資料はこの限りではない。
投稿論文と目的・方法・知見等の面で重複している論文あるいは調査報告をすでに発表（予定を含む）している場合はそのコピーをすべて添付した上で投稿すること。
この規定に違反し、二重投稿等の研究倫理に違反した場合には、論文審査や投稿資格の停止の対象となる可能性がある。
2. 論文投稿（注および引用文献を含む）は紀要16ページ（400字詰原稿用紙約43枚相当）以内とする。提出形式の詳細については下記の要件をすべて満たすものとする。
 - (1) 原稿はワープロ等による横書きとし、A4判、天地余白各45mm、左右余白各35mm（10.5ポイントもしくは11ポイントのフォントを使用）、35字×32行×16枚以内とする。1枚目は論文題目を1行目に記載し、17行目から本文を書き始めることとする。節題の上下1行ずつは空白行とする。たとえば節題が1行の場合には3行となることとなる。なお1頁目の本文開始行（17行目）のみ節題上の余白は不要で17行目に節題記入を認める。
 - (2) 表紙を必ず添付し、表紙に論文題目のみを記載すること（執筆者名、所属は記載しない）。表紙と投稿論文原稿とホッチキス止めして提出すること（クリップ止め不可）。
 - (3) 注・引用文献については1枚あたり37字×35行の書式とする。
 - (4) 図表は本文に挿入したうえで提出するものとする（後日別形式で提出を求める場合がある）。図表がある場合には10点以内にとどめ、このスペースも前記制限枚数に含めるものとする。図表中の文字は8ポイント以上の大きさとし、図表が極端に小さくならないよう留意するものとする。
 - (5) 投稿論文には、執筆者名、所属名は書き入れず、本文（注・引用文献を含む）にもそれらが判明する書き方をしない。
また「拙著」「拙稿」などの表現、研究助成、共同研究者への謝辞など、投稿者名や所属機関が判明、推測できるような表現は控えること。これらの記載が必要な場合は、採択決定後の校正において加筆することを認める。
 - (6) 規定枚数を超過した場合には、受理しない。
3. 投稿は、電子メールと郵送によって提出するものとする。電子メールでは、PDFファイルの形式で、執筆者名がプロパティ等に記録されないように注意して保存し、論文のみを送信する。郵送では、論文（表紙とともにホッチキス止めしたもの）1部と別紙（論文タイトル、執筆者名、所属名、連絡先を付記したもの）1部を、日本教育経営学会紀要編集委員会事務局宛に送付する。
4. 投稿論文の申込期限は10月10日とし、電子メール、郵送のいずれでも可とする。論文等の提出期限は、11月9日とする。
5. 投稿論文について編集委員会は、執筆者との協議を通じ、内容の変更を求めることがある。

6.掲載が決定した論文については、改めて(1)論文タイトル、執筆者名、所属名を付記した論文原稿、(2)英文タイトル、300語以内の英文レジュメ、ローマ字表記の執筆者名、英文表記の所属名を付記した英文レジュメ、(3)それらが入力された電子的記録媒体（CD-R,DVD-R等）を日本教育経営学会紀要編集委員会事務局宛に郵送するものとする。

送付の形式はワープロソフト(Word, 一太郎等)のままの形式とし、PDF形式は認めない。

なお、(1),(2)の郵送と合わせて、メールに日本教育経営学会紀要編集委員会事務局にデータ送信を行う場合は(3)の送付を免除できるものとする。

7.執筆者による校正は再校までとする。その際、内容上の修正は原則として認められない。

8.図版等で特定の費用を要する場合、執筆者に負担させることがある。

9.引用文献の表記法については、以下の通りとする。

(1)単行本の表記方法

著者、書名、発行所、出版年の順で書く。

例1) 小野田正利『教育参加と民主制—フランスにおける教育審議機関に関する研究』風間書房、1996年。

例2) Ravitch, D., *The Death and Life of Great American School System; How Testing and Choice Are Undermining Education*, Basic Books, 2010.

例3) 国立教育政策研究所監訳『PISA2006年調査評価の枠組み』ぎょうせい、2007年
 (=Organization for Economic Co-operation and Development, *Assessing scientific, reading and mathematical literacy : a framework for PISA 2006*, 2006.)

(2)論文の表記方法

著者、論文名、雑誌名、巻、号、発行年、頁の順で書く。

例1) 佐藤博志「オーストラリア首都直轄区の学校評価に関する考察—自律的学校経営における学校評価の役割に着目して」『日本教育経営学会紀要』第38号、1996年、88-99頁。

例2) Hargreaves, A., "Distinction and disgust; the emotional politics of school failure", *International Journal of Leadership in Education*, 2004, Vol.7, No.1, pp.27-41.

10.脚注の表記方法は、引用文献と脚注を区別する方式とし、以下の表記方法に従うものとする。

注は文中の該当箇所に(1), (2)・・・と表記し論文原稿末尾にまとめて記載する。

引用文献は本文中では、著者名（出版年）、あるいは（著者名出版年：頁）として表示する。
同一の著者の同一年の文献については、出版年の後にa, b, c・・・を付ける。

例1) しかし、浜田（1998a）も強調しているように・・・、単なる学校裁量の拡大にとどまり組織改革がともなわない場合には効果は低い。

例2) 公立学校の改革を促進する動向は・・・、近年急速に進展している（中留・伊藤他2007：2頁）。

例3) Blumenthalの指摘によれば、「・・・・である」（Blumenthal 2006: pp.564-565）。

11.引用文献は、邦文、欧文を含め、注のあとにまとめてアルファベット順に記載する。著者、論文名、雑誌名、巻、号、出版社、出版年、頁の順に書く。なお引用文献は本文中に用いたもののみをあげるものとする。

例)

[引用文献一覧]

- ・ Blumenthal, R., "Why Connecticut Sued the Federal Government over No Child Left Behind", *Harvard Education Review*, No.76, Vol.4, 2006, pp.564-569.
- ・ 浜田博文「アメリカにおける個別学校の裁量拡大と校内組織改編に関する考察—『教員リーダー』の位置と役割に着目して—」『日本教育経営学会紀要』第40号, 1998年a, 68-81頁。
- ・ 浜田博文「米国フロリダ州における校長職をめぐる改革の動向について」『学校経営研究』第23号, 大塚学校経営研究会, 1998年b, 76-87頁。
- ・ 中留武昭・伊藤文一・露口健司・大竹晋吾・雪丸武彦・田代裕一・倉本哲男・生田淳一・増田健太郎・小澤永治・八尾坂修『信頼を創造する公立学校の挑戦—壱岐丘の風がどのように吹いたか—』ぎょうせい, 2007年。
- ・ 柳澤良明『ドイツ学校経営の研究—合議制学校経営と校長の役割変容—』亜紀書房, 1996年。

日本教育経営学会紀要「教育経営の実践事例」編集内規

1. <目的>

日本教育経営学会紀要に「教育経営の実践事例」の欄を設ける。「教育経営の実践事例」は、特色ある教育経営の実践事例を紹介・分析する論文を掲載することを目的とする。

2. <執筆資格等>

- (1) 論文の執筆者は、当該実践事例の企画立案または実施に関与した本学会の会員でなければならない。
- (2) 論文は未発表のものに限る。ただし、口頭発表プリントはこの限りではない。

3. <募集方法>

論文の募集は、投稿制および推薦制によって行う。

4. <投稿制>

- (1) 会員は、紀要編集委員会に対して論文を投稿することができる。
- (2) 紀要編集委員会は、投稿原稿の審査を行い、掲載の可否を決定する。その際、紀要編集委員会は、原稿の修正を求めることができる。
- (3) 紀要編集委員会は、必要に応じて、原稿の査読および修正を、紀要編集委員以外の適任の会員に委嘱することができる。
- (4) 原稿の分量は、紀要 10 ページ (400 字詰原稿用紙約 26 枚相当) 以内とする。その他、投稿の時期・手続き等は「日本教育経営学会紀要論文投稿要領」の規定を準用する。

5. <推薦制>

- (1) 理事および紀要編集委員は、実践事例およびその執筆会員を紀要編集委員会に推薦することができる。
- (2) 推薦に際しては、実践事例の概要 (400 字程度) と執筆会員の略歴を添えるものとする。
- (3) 紀要編集委員会は、実践事例概要と執筆会員の略歴を審査して、執筆依頼の可否を決定し、可とされた実践事例について、当該会員に執筆を依頼する。
- (4) 紀要編集委員会は、提出された原稿の修正を求めることができる。
- (5) 紀要編集委員会は、必要に応じて、原稿の修正を、紀要編集委員以外の適任の会員に委嘱することができる。
- (6) 原稿の分量は、紀要 10 ページ (400 字詰原稿用紙約 26 枚相当) 以内とする。その他、推薦の時期・手続き等は、「日本教育経営学会紀要論文投稿要領」の規定を準用する。この場合、「投稿」は「推薦」と読み替える。

日本教育経営学会 紀要編集委員会 「教育経営の実践事例」論文投稿要領

- 1.論文投稿は未発表のものに限る。ただし、口頭発表およびその配布資料はこの限りではない。
投稿論文と目的・方法・知見等の面で重複している論文あるいは調査報告をすでに発表（予定を含む）している場合はそのコピーをすべて添付した上で投稿すること。
この規定に違反し、二重投稿等の研究倫理に違反した場合には、当該論文の掲載は取り止めとなる。
- 2.論文投稿（注および引用文献を含む）は紀要10ページ（400字詰原稿用紙約26枚相当）以内とする。提出形式の詳細については下記の要件をすべて満たすものとする。
 - (1) 原稿はワープロ等による横書きとし、A4判、天地余白各45mm、左右余白各35mm（10.5ポイントもしくは11ポイントのフォントを使用）、35字×32行×10枚以内とする。1枚目は論文題目を1行目に記載し、17行目から本文を書き始めることとする。節題には3行とる。
 - (2)表紙を必ず添付し、表紙に論文題目のみを記載すること（執筆者名、所属は記載しない）。
表紙と投稿論文原稿とホッチキス止めして提出すること（クリップ止め不可）。
 - (3)注・引用文献については1枚あたり37字×35行の書式とする。
 - (4)図表は本文に挿入したうえで提出するものとする（後日別形式で提出を求める場合がある）。
図表がある場合には10点以内にとどめ、このスペースも前記制限枚数に含めるものとする。
図表中の文字は8ポイント以上の大きさとし、図表が極端に小さくならないよう留意するものとする。
 - (5) 投稿論文には、執筆者名、所属名は書き入れず、本文（注・引用文献を含む）にもそれらが判明する書き方をしない。
また「拙著」「拙稿」などの表現、研究助成、共同研究者への謝辞など、投稿者名や所属機関が判明、推測できるような表現は控えること。これらの記載が必要な場合は、採択決定後の校正において加筆することを認める。
 - (6)規定枚数を超過した場合には、受理しない。
3. 投稿は、電子メールと郵送によって提出するものとする。電子メールでは、PDFファイルの形式で、執筆者名がプロパティ等に記録されないように注意して保存し、論文のみを送信する。郵送では、論文（表紙とともにホッチキス止めしたもの）1部と別紙（論文タイトル、執筆者名、所属名、連絡先を付記したもの）1部を、日本教育経営学会紀要編集委員会事務局宛に送付する。
4. 投稿論文の申込期限は10月10日とし、電子メール、郵送のいずれでも可とする。論文等の提出期限は、11月9日とする。
- 5.投稿論文について編集委員会は、執筆者との協議を通じ、内容の変更を求めることがある。
- 6.掲載が決定した論文については、改めて(1)論文タイトル、執筆者名、所属名を付記した論文原稿、(2)英文タイトル、300語以内の英文レジュメ,ローマ字表記の執筆者名、英文表記の所属名を付記した英文レジュメ、(3)それらが入力された電子的記録媒体（CD-R,DVD-R等）を日本教育経営学会紀要編集委員会事務局宛に郵送するものとする。
送付の形式はワープロソフト(Word、一太郎等)のままの形式とし、PDF形式は認めない。

なお、(1),(2)の郵送と合わせて、メールにて日本教育経営学会紀要編集委員会事務局に、データ送信を行う場合は、(3)の送付を免除できるものとする。

7.執筆者による校正は再校までとする。その際、内容上の修正は原則として認められない。

8.図版等で特定の費用を要する場合、執筆者に負担させることがある。

9.引用文献の表記法については、以下の通りとする。

(1)単行本の表記方法

著者、書名、発行所、出版年の順で書く。

例1) 小野田正利『教育参加と民主制—フランスにおける教育審議機関に関する研究』風間書房、1996年。

例2) Ravitch, D., *The Death and Life of Great American School System; How Testing and Choice Are Undermining Education*, Basic Books, 2010.

例3) 国立教育政策研究所監訳『PISA2006年調査評価の枠組み』ぎょうせい,2007年
 (=Organization for Economic Co-operation and Development, *Assessing scientific, reading and mathematical literacy : a framework for PISA 2006*, 2006.)

(2)論文の表記方法

著者、論文名、雑誌名、巻、号、発行年、頁の順で書く。

例1) 佐藤博志「オーストラリア首都直轄区の学校評価に関する考察—自律的学校経営における学校評価の役割に着目して—」『日本教育経営学会紀要』第38号、1996年、88-99頁。

例2) Hargreaves, A., "Distinction and disgust; the emotional politics of school failure", *International Journal of Leadership in Education*, 2004, Vol.7, No.1, pp.27-41.

10.注の表記方法は、引用文献と脚注を区別する方式とし、以下の表記方法に従うものとする。

注は文中の該当箇所に(1), (2)・・・と表記し論文原稿末尾にまとめて記載する。

引用文献は本文中では、著者名(出版年)、あるいは(著者名出版年:頁)として表示する。

同一の著者の同一年の文献については、出版年の後にa, b, c・・・を付ける。

例1) しかし、浜田(1998a)も強調しているように・・・、単なる学校裁量の拡大にとどまり組織改革がともなわない場合には効果は低い。

例2) 公立学校の改革を促進する動向は・・・、近年急速に進展している(中留・伊藤他2007:2頁)。

例3) Blumenthalの指摘によれば、「・・・である」(Blumenthal 2006: pp.564-565)。

11.引用文献は、邦文、欧文を含め、注のあとにまとめてアルファベット順に記載する。著者、論文名、雑誌名、巻、号、出版社、出版年、頁の順に書く。なお引用文献は本文中に用いたもののみをあげるものとする。

例)

[引用文献一覧]

- Blumenthal, R., "Why Connecticut Sued the Federal Government over No Child Left Behind", *Harvard Education Review*, No.76, Vol.4, 2006, pp.564-569.
- 浜田博文「アメリカにおける個別学校の裁量拡大と校内組織改編に関する考察—『教員リー

- ダー』の位置と役割に着目して—』『日本教育経営学会紀要』第40号, 1998年a, 68-81頁。
- ・浜田博文「米国フロリダ州における校長職をめぐる改革の動向について」『学校経営研究』第23号, 大塚学校経営研究会, 1998年b, 76-87頁。
 - ・中留武昭・伊藤文一・露口健司・大竹晋吾・雪丸武彦・田代裕一・倉本哲男・生田淳一・増田健太郎・小澤永治・八尾坂修『信頼を創造する公立学校の挑戦—壱岐丘の風がどのように吹いたか—』ぎょうせい, 2007年。
 - ・柳澤良明『ドイツ学校経営の研究—合議制学校経営と校長の役割変容—』亜紀書房, 1996年。

日本教育経営学会著作権ポリシー

1. 学会紀要掲載の論文等（特集論文、研究論文、教育経営の実践事例、シンポジウム・課題研究の報告、海外の教育経営事情、実践推進フォーラム、書評、教育経営学研究動向レビュー等）について

(1) 著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に規定されているすべての権利を含む。以下同様。）は、学会に帰属するものとする。

(2) 著作者自身による学術目的等での利用（著作者自身による編集著作物への転載、掲載、WWW による公衆送信、複写して配布等を含む。）を、学会は許諾する。著作者は、学会に許諾申請をする必要がない。ただし、刊行後 1 年間は、WWW による公衆送信については、原則として許諾しない。また、学術目的等での利用に際しては、出典（論文誌名、巻号頁、出版年、以下同様。）を記載するものとする。

(3) 著作者が所属する機関の機関リポジトリでの公開については、刊行 1 年後に無条件で許諾する。著作者自身および著作者が所属する機関による許諾申請をする必要がない。ただし、出典を記載するものとする。刊行後 1 年以内の場合には許諾しない。

(4) 第三者から論文等の複製、翻訳、公衆送信等の許諾申請があった場合には、著作者の意向を尊重しつつ、常任理事会が許諾の決定を行うものとする。

2. 大会の発表要旨（要旨集に掲載された著作物）について

(1) 著作権は著作者に帰属するものとする。

(2) 著作物の複製、公衆送信、頒布等を行おうとする者は、著作者の許諾を得るものとする。

3. 学会あるいは学会の委員会、学会において設置されたグループ等による著作物（学会ニュースを含む。）について

(1) 著作権は、学会に帰属するものとする。

(2) 著作物の複製、公衆送信、頒布等を行おうとする者は、学会の許諾を得るものとする。

附則 本規程は、2010 年 6 月 5 日より施行する。

2021年6月5日総会決定

日本教育経営学会研究倫理綱領

(制定の趣旨)

第1条 日本教育経営学会は、会則第2条に基づき、その目的を遂行する上で、教育経営の研究と実践がもたらす社会的影響を自覚し、その社会的使命を果たすために、研究倫理に関する基本原則を示す本綱領を制定する。

2 日本教育経営学会会員（以下「会員」とする）は、本綱領を踏まえ、その社会的責任に鑑み、教育経営の研究と実践の発展に努めなければならない。

(基本原則)

第2条 会員は、教育経営の研究と実践に關係する人々（研究参加者・情報提供者・研究対象者ないしその保護責任者など）の基本的人権を尊重し、社会的信頼を損なう行為を行ってはならない。

2 会員は、研究成果の発表にあたり、科学的・実践的合理性、倫理的妥当性に十分に配慮し、研究の信頼性を損なうことがないように努めなければならない。

(研究不正の防止)

第3条 会員は、研究活動における不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）、および研究成果発表における不適切な行為（二重投稿、分割出版、不適切なオーサーシップ）を行ってはならない。

(個人情報の保護等)

第4条 会員は、研究活動全般において、教育経営の研究と実践に關係する人々のプライバシーを尊重し、個人情報および関係する諸機関の情報を安全に管理して保護しなければならない。

2 会員は、研究の実施、成果の公開および資料の保管において、教育経営の研究と実践に關係する人々に対して十分な説明を行い、理解されていることを確認した上で、同意を得なければならない。

(学会の責務)

第5条 日本教育経営学会は、本綱領の遵守を社会的責務として確認するとともに、その具体的内容の明確化と会員への周知に向けて、継続的な努力を払うものとする。